



1997年8月発行 第7号

# つちや通信



今年の夏は、例年になく早くから台風がやって来たせいもあるのか、ここ数年続いた猛暑に比べると幾分過ごしやすい様に思います。やはり夏は暑いのに限ると思うのですが皆様はどう思われますか。

ところで「突然税務署が来たら」あなたならどうしますか？

今回は、日頃皆様がふとした時に、思い出した様に頭を過ぎる税務調査についての心構えをお知らせしますので税務署に対する不安の一部を取り除いてもらいたいと思います。

## 突然税務署が来たら

- 調査官の身分証明書を確認出来ます。

身分証明書を確認し、氏名を覚えておいて下さい。

- 任意調査か強制調査かを確認出来ます。

「令状がない」→ 任意調査 …… 納税者の同意によって調査が進行。

〈例〉「特別調査」と調査官が言っても令状がなければ任意調査。

〈例〉身分証明書は令状ではありません。

調査を拒否すると罰則がつきます。

都合の悪い時  
当日多忙であるなどの時は帰ってもらって結構です。

「税理士と相談の上、都合のよい日を連絡すると言って下さい。

その場で調査を受ける… 事務所へ電話をして調査に  
ことになった場合 来たことを伝えて下さい。

調査官の前で電話をして構いません。  
調査官に電話を止める権利はありません。

「令状あり」→ 強制調査 … 税務署ではなく国税局(指示に従って下さい。)

## 税金一口メモ

### 《贈与税の配偶者控除》

結婚して20年以上経っている場合に、奥さんの内助の功に報いるために、自宅の土地・建物の贈与、又は自宅の取得資金の贈与をされてはいかがですか。

この場合、贈与財産の価格から基礎控除の60万円と配偶者控除2,000万円が控除されます。

通常なら相続税での配偶者控除しか行われてないのが現状ですが、贈与税でも配偶者控除が生涯に一度ですが利用できます。

相続対策の一環として考えてみてはいかがでしょうか。

## 税務調査の事前準備の心得

第1条 調査官も人の子、十分な準備で心証をよくする

第2条 会社の経営をふり返るチャンスと心得る

第3条 調査を外部監査として利用する余裕が大切

第4条 話がちぐはぐにならないよう、各部との意志の疎通を

第5条 整理整頓、不要なものは誤解のもと

第6条 あいまいな返答は禁句、事前準備が大切

第7条 帳簿書類の整理と準備、言われた書類はすぐ出せる

第8条 現金チェックは忘れずに

第9条 税理士事務所、担当者との十分な連絡・協議

第10条 受ける側も安心できるまで、準備する

税務署と聞いただけで、うろたえてしまいがちですが正しい認識さえあれば大丈夫!以上の事をおぼえておいて、冷静に対応してください。当事務所も、万全のバックアップを致します。